

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
頭書き	3 事業期間	平成15年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 〔但し、先行引渡日 平成19年9月28日 維持管理運営期間 先行引渡日の翌日から平成34年3月31日 民間収益施設の運営期間 先行引渡日の翌日から平成46年〇月〇日〕	平成15年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 〔但し、先行引渡日 平成19年9月28日 維持管理運営期間 先行引渡日から平成34年3月31日 民間収益施設の運営期間 先行引渡日から平成46年〇月〇日〕	
1	第2条(1)	「維持管理運営期間」とは、原則として、本件施設の使用開始日から平成34年3月31日までの期間をいう。但し、維持管理業務及び運営業務のうち、本件施設の引渡し及び国の物品の搬入その他に伴い必要となる業務については、本件施設引渡日からこれを提供する。	「維持管理運営期間」とは、本件施設引渡日（先行引渡日をいう。）から平成34年3月31日までの期間をいう。	
3	第2条(34)	「本件施設」とは本契約に従い建設される中央合同庁舎第7号館（広場部分を含む。）をいう（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第65号。以下「区分所有法」という。）第2条第4項に定める共有部分となるべき部分のうち、国の共有持分に相当する部分を含む。）。	「本件施設」とは本契約に従い建設される中央合同庁舎第7号館（本件事業の対象敷地内の外構を含む。）をいう（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第65号。以下「区分所有法」という。）第2条第4項に定める共有部分となるべき部分のうち、国の共有持分に相当する部分を含む。）。	
3	第3条3項	国又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合には、国又は事業者は、未払額につき遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。	国又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合には、国又は事業者は、未払額につき遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）第8条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。	
5	第8条2項	事業者が実施する民間収益施設及び再開発事業に関する施設並びにこれらに附帯する工作物の整備に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。	事業者が実施する民間収益施設及びこれらに附帯する工作物の整備に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。	
8	第16条3項	国は、前項の業務完了報告書又は本項に定める是正後の基本計画図書を受領したときは、基本計画図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合するか否かを確認し、その結果を、当該業務完了報告書又は基本設計図書の受領後14日以内に事業者に書面で通知しなければならない。国は、前項の基本計画図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合しないと認めるときは、事業者には是正を求めることができる。	国は、前項の業務完了報告書又は本項に定める是正後の基本計画図書を受領したときは、基本計画図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合するか否かを確認し、その結果を、当該業務完了報告書又は基本計画図書の受領後14日以内に事業者に書面で通知しなければならない。国は、前項の基本計画図書の内容が、本契約及び事業関係図書に適合しないと認めるときは、事業者には是正を求めることができる。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
21	第63条1項	国は、事業者の遂行する維持管理業務及び運営業務（福利厚生諸室の運営業務を除く。）に関し、前条に定める業績監視の結果をもとに、履行の確認を行い、別紙〔 〕（業績監視及び改善要求措置要領）及び別紙〔 〕（入札価格の算定及び対価の支払方法）に従い、サービスの対価を、事業者の国に対する請求書が国により適法に受理された日から30日以内に、平成20年4月30日までを第1回とし、その後毎年10月31日及び4月30日（当日が閉庁日の場合はその前日）までに年2回ずつ29回払いで、事業者に対して支払わなければならない。	国は、事業者の遂行する維持管理業務及び運営業務（福利厚生諸室の運営業務を除く。）に関し、第61条に定める業績監視の結果をもとに、履行の確認を行い、別紙〔 〕（業績監視及び改善要求措置要領）及び別紙〔 〕（入札価格の算定及び対価の支払方法）に従い、サービスの対価を、事業者の国に対する請求書が国により適法に受理された日から30日以内に、平成20年4月30日までを第1回とし、その後毎年10月31日及び4月30日（当日が閉庁日の場合はその前日）までに年2回ずつ29回払いで、事業者に対して支払わなければならない。	
27	第78条1項	国が、正当な理由なく本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払いを遅延し、かつ国が事業者から書面による催告を受けた後6ヶ月を経てもその支払いを行わない場合、事業者は国にあらためて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本件契約を終了させることができる。	国が、正当な理由なく第48条第1項又は第63条第1項に規定する支払期限到来後60日を過ぎてもその支払いを行わない場合、事業者は国に書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本件契約を終了させることができる。	
32	第91条3項	（新たに追加）	<u>事業者は、特別目的会社であることに鑑み、本契約及び入札説明書等により事業者が行うべきものとされている事業の他は、本件事業等及び市街地再開発事業（保留床の取得も含む）と直接関係のない事業を一切行わない（自ら行う場合と第三者への委託等により間接的に行う場合とを問わない）ことを、国に対して誓約する。</u>	
32	第91条4項	（新たに追加）	<u>事業者は、取締役会による株式譲渡の承認を事業者の株主から請求されたときは、当該譲渡につき国の承諾が得られていることを自ら国に確認するものとし、かかる確認を行った後でなければ当該譲渡を承諾しないことを、国に対して誓約する。</u>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 - 1 業績監視及び改善要求措置要領

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
17	4-3. (1) 2)	当期が年度下半期の場合は、翌期(翌年度上半期の支払)に支払留保期間を繰越し、翌期末の支払留保期間に応じて留保する。	当期が年度下半期の場合は、 <u>当期及び前期(前期の支払留保がある場合)の施設費等を支払った上で</u> 、翌期(翌年度上半期の支払)に支払留保期間を繰越し、翌期末の支払留保期間に応じて留保する。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業業務要求水準書

頁・行	章・節	訂正前	訂正後	備考
15	第二編 第1章 3 庁舎の設計及び建設 建設工事の内容	各省庁等の移設再利用物品の保管・補修・運搬・据付け等を含む。(資料2-2-3参照)	各省庁等の移設再利用物品の保管・補修・運搬・据付け等を含む。(アンテナ(エルネットアンテナ、防災用アンテナ、中央防災無線網アンテナ)の基礎工事等を含む。)(資料2-2-3参照)	
36	第三編 第2章 3 3-1 業務概要 内容	なお、廃棄物処理については、資料2-3-5に基づき事業者が算定した廃棄物処理量をPFI事業の範囲とする。	なお、廃棄物処理については、資料2-3-5の廃棄物処理の設定量をPFI事業の範囲とする。	
55	資料リスト 施設整備	(新たに追加)	資料2-2-22 霞が関ビル現況図(参考)	
55	資料リスト 施設整備	(新たに追加)	資料2-2-23 文部科学省敷地内の既存水道配管について	
55	資料リスト 別途資料	(新たに追加)	資料2-5-7 霞ヶ関三丁目地区開発関連交通計画検討調査結果	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 2 - 3 移設利用物品並びにPFI事業と関係する別個事業物品リスト

頁	章・節	訂正前										訂正後										備考				
1	PFI事業と関係する別個事業物品 文部科学省	PFI事業と関係する別個事業物品 文部科学省	映写機		3台	試写室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			アンテナ (エルネット)		1式	官庁棟屋上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		<p>1 据付け場所、展示方法等の提案は事業者が行う。 事業区分凡例 : PFI事業 2 植樹位置の提案は事業者が行う。 - : 別個事業 3 一時保管は、会計検査院が行う。 4 映写機までの排気設備はPFI事業とする。 5 据付けはPFI事業で設置する工事中用クレーンを用いて行う</p> <p>上記以外の什器、機器、備品類の移設再利用は、本件事業対象外とする。</p>																								
1	PFI事業と関係する別個事業物品 文部科学省	PFI事業と関係する別個事業物品 文部科学省	映写機		3台	試写室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			アンテナ (エルネット)	重量600 kg+ キュービク JL200 kg	1基	官庁棟保存部分屋上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		<p>1 据付け場所、展示方法等の提案は事業者が行う。 事業区分凡例 : PFI事業 2 植樹位置の提案は事業者が行う。 - : 別個事業 3 一時保管は、会計検査院が行う。 4 映写機までの排気設備はPFI事業とする。 5 荷揚げはPFI事業とする。 6 荷揚げはPFI事業とする。 配管ルーフト及び基礎(0.9m*1.2m*0.6m)の設置はPFI事業とする。 7 荷揚げはPFI事業とする。 配管ルーフト及び基礎(0.7m*0.7m*0.6m)の設置はPFI事業とする。 8 配管ルーフト及び基礎(0.7m*0.7m*0.6m)の設置はPFI事業とする。</p> <p>上記以外の什器、機器、備品類の移設再利用は、本件事業対象外とする。</p>																								

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 2 - 6 敷地測量図

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
		(新たに追加)	地籍測量図(会計検査院)	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 5-1 霞が関三丁目南地区(仮称)第一種市街地再開発事業にかかる基本協定書(案)

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
3	第2章第11条	2 前項の支払いは、第15条に定める丙の乙に対する保留床譲渡代金の支払いを条件とする。	(削除)	
4	第3章	第17条 やむを得ない事情（信託銀行へ信託する場合及び証券化を目的とする特別目的会社に譲渡する場合を除く）により、丙が前条の引渡し後、10年以内にPFI事業者保留床を譲渡する場合は、甲の承諾を得るものとする。この場合国が優先買取交渉権を有するものとする。	第17条 丙は、前条の引渡しを受けた後10年以内には、原則としてPFI事業者保留床の第三者への譲渡は行わない（信託銀行へ信託する場合及び証券化を目的とする特別目的会社に譲渡する場合を除く）ものとするが、やむを得ない事情により譲渡する場合は、甲の承諾を得るものとする。この場合国が優先買取交渉権を有するものとする。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 8 入札価格の算定及び対価の支払方法

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
4	(1) 施設費等 割賦手数料	割賦手数料は、施設費の事業契約に定める回数による元金均等の分割払いを前提とした、割賦支払に必要な割賦金利とする。	割賦手数料は、施設費の事業契約に定める回数による元金均等の分割払いを原則とした、割賦支払に必要な割賦金利とする。	
5	2. 入札価格の算定における官民負担方法 (3) 割賦手数料の算定方法	割賦手数料は元金均等払いを前提とする支払金利により算定する。	割賦手数料は元金均等払いを原則とする支払金利により算定する。	
6	3 事業の対価の支払方法 イメージ図の表題	< 期間の定義と対価の支払イメージ >	< 期間の定義と対価の支払イメージ (元金均等返済を想定) >	
7	1. 各費用の支払額算定方法 (1) 施設費等の支払額算定方法 施設費の支払額算定方法	施設費は、事業期間にわたり、年2回、全29回の支払を想定しているが、各年度において定額の支払を想定していることから、1回の支払額が、事業期間全体にわたる支払総額の1/30となるように算定する。 ただし、初年度については当該年度末に2回分をまとめて支払う。 1回の支払額は以下のとおりとする。 (施設費の当期支払額 = 契約書内訳の施設費全額の1/30)	施設費は、事業期間にわたり、年2回、全29回の支払を想定しているが、元金均等返済による各年度において定額の支払を想定していることから、原則として1回の支払額が、事業期間全体にわたる支払総額の1/30となるように算定する。 ただし、初年度については当該年度末に2回分をまとめて支払う。 1回の支払額は原則として以下のとおりとする。 (施設費の当期支払額 = 契約書内訳の施設費全額の1/30)	
7	1. 各費用の支払額算定方法 (1) 施設費等の支払額算定方法 割賦手数料の支払額算定方法	割賦手数料は、事業者の割賦金利による元金均等返済に基づいて算定する。	割賦手数料は、事業者の割賦金利による原則として元金均等返済に基づいて算定する。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 11 保険等の取り扱いについて

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
1		3 . 第三者賠償責任保険 被保険者：支出負担行為担当官国土交通省官庁営繕部長 保険期間：建設工事着工日を始期とし、 <u>工事完成後14 日</u> を終 期とする	3 . 第三者賠償責任保険 被保険者：支出負担行為担当官国土交通省官庁営繕部長 保険期間：建設工事着工日を始期とし、 <u>引渡し日</u> を終期とす る	

入札説明書・同添付資料 訂正表

質問回答 (1月27日公表分)

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
8	回答No. 338	PFI事業者が取得する場合には相殺条項を検討する。	工事完了後の譲渡代金と委託費の相殺については、PFI事業者がPFI事業者保留床を取得する場合には検討する。ただし前払金支払いの時点では、公団からの委託費支払いが発生しないため相殺されない。	